

よくある質問

1
昨年まで日本語教室があったのですが、今はありません。申請はできますか？

現時点で日本語教室がない地域は、本事業の対象となります。また、教室はあっても非常に遠くて通うことが困難な場合など状況によっては空白地と見なす地域もありますので、文化庁国語課に御相談ください。

2
自治体内の関連部局の根回しに時間がかかっています。申請時には関係部局等への根回しは終えておかなければなりませんか？

関連部局との根回しは、申請時までには終える必要はございません。アドバイザーの力を借りながら根回しや連携を進めていかれることを御提案いたします。

3
日本語指導者がいなくても大丈夫ですか？

日本語教室がない地域では日本語指導者の育成から始めるのが一般的です。地域住民の理解を得ながら、その地域や学習者のニーズに合った教室作りと指導者の育成をアドバイザーと一緒に進めて行かれることを御提案いたします。

4
応募に際しては、首長の公印が必要になりますか？

首長の公印は特には求めていません。担当する部局課等の長の印で構いません。

5
自治体で事業を行うためには、補正予算を議会に通さなければ実施できないのではないですか？

本事業は、文化庁が直接、アドバイザーやコーディネーターに謝金や旅費を支払うため、自治体で補正予算を議会に通していただく必要はありません。ただし、謝金等を団体として受け取る際に対応が必要な場合や、本事業が対象外とする教室の講師謝金や職員の日当等についても支払が発生する場合、予算措置等の準備が必要な場合があります。

6
アドバイザーの派遣は、1回に5日間の滞在で計画しなければなりませんか？

アドバイザー派遣は、1回5日間というのが上限です。そのため、それ以下で計画していただいても問題ありません。また、複数のアドバイザーが一度に訪問する場合、各アドバイザーの滞在期間が異なっても問題はありません。

外国人にどのような日本語教育のニーズがあるか分からないのですが、申請できますか？

空白地域では当然のことと思います。本事業に採択されてから、派遣されるアドバイザーに相談しながら、外国人住民にどのような日本語教育のニーズがあるか調査していただくことを御提案いたします。

3年間で日本語教室の立ち上げができなかった場合には、かかった経費を返還しなくてはなりませんか？

3年間で日本語教室の立ち上げを目標としていただきますが、残念ながら諸事情により日本語教室の立ち上げに至らない場合もあると思います。そのような場合でも事業費の返還は生じません。

4年目以降は完全に自立しなければならないのでしょうか？

4年先なので確約はできませんが、例えば「生活者としての外国人」のための日本語教育事業等の助成事業に申請いただくことは、可能と考えております。

【参考】

生活者としての外国人のための日本語教育事業
地域日本語教育実践プログラム
http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/seikatsusha/

コーディネーターを複数名で担当することはできますか？

コーディネート業務は多岐にわたりますので、役割分担を行い複数の方に担当していただくことが可能です。(ただし、謝金・旅費等の総額は変わりません)

日本語教室の立ち上げを行ったことがないので、どのようなことをすればいいのかわかりません。具体的にはどのような作業や業務が想定されますか？

何をする必要があるかは、地域によって異なりますので、アドバイザーと相談しながら進めて頂きます。また、コーディネーターの役割等については、『「生活者としての外国人」に対する日本語教育における指導力評価について』にまとめられていますので、御参照ください。

【参考】

『「生活者としての外国人」に対する日本語教育における指導力評価について』
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/hyouka_130218.pdf

コーディネーターとなる人材がいなくても大丈夫ですか？

コーディネーターには日本語教室の設置準備を中心となって進めていただきますが、現時点で日本語教育に関する知識やノウハウをお持ちでなくても構いません。3年間でアドバイザーの助言を受けながら必要なノウハウを身に付けていただきます。

また、文化庁が開催する「地域日本語教育コーディネーター研修」を受講していただき、研鑽を積んでいただくこともできます。

【参考】

地域日本語教育コーディネーター研修
http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/coordinator_kenshu/

日本語教室立ち上げにかかる費用は、 全てこの事業でまかなえますか？

本事業で支出が可能な費用は、アドバイザー派遣に関する謝金・旅費、コーディネーターの謝金・旅費が大部分ですが、一部は消耗品に使用していただくことができます。(5万円以内)
消耗品として認められないものもありますので、不明な点があれば文化庁へ御相談ください。

コーディネーターが、地域日本語教育 に関わる先進地域での視察を行うこ とはできますか？

日本語教室の立ち上げ等に必要と考えられるものについては可能です。また、アドバイザーが日本語教室の立ち上げに関して視察先で意見交換を行う場合には、同行も可能です。

シニアアドバイザーには、何をしていた だいたらいいのでしょうか？

シニアアドバイザーは、日本語教育の有識者の中でも特に経験が豊富な方たちです。首長への説明や重要な会議等に参加していただくとういでしょう。

空白地域とは、どのような地域のこ とを指すのですか？

これまで日本語教室が一度も開催されたことがない地域はもちろん、これまではあってもなくなってしまった地域等も含まれます。空白地域に当てはまるかどうかは判断に迷う場合は、一度文化庁国語課までお問合せください。

ニーズ調査をする際には、何を聞いた らいいのでしょうか？

ニーズ調査にあたっては、各地で実施されている調査の項目を参考に策定された「日本語教育に関する調査の共通利用項目」を調査表として使用していただくことができます。この項目は、日本語のほか、11言語に翻訳され公開されています。

【参考】

日本語教育に関する調査の共通利用項目について
<http://www.nihongo-ews.jp/infomation/examination>

(英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、フィリピン語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、計11言語)

日本語教育の実施にあたっての連携 先や実施体制についてイメージでき ません。

日本語教育実施の連携や実施体制については、平成27年度にまとめられた報告書及び事例集に、連携の取組事例が図などを使ってまとめられています。御自身の地域の条件に近い事例を参考にしてください。

【参考】

「地域における日本語教育の推進に向けて-地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について-」

〔報告〕

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/hokoku_160229.pdf

〔事例集〕

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/jireishu_160229.pdf

その他の質問は、文化庁国語課までお気軽にお尋ねください。

【連絡先】文化庁国語課日本語教育専門職

TEL 03-5253-4111(内線 2644) E-mail nihongo@mext.go.jp